

課題

- 在留資格「特定技能」の創設により、14の特定産業分野において外国人労働者の受入れが行われることとなる。
- 特定産業分野は、「在留資格」とは異なり、外国人雇用状況届を届け出る際に事業主が確認することとされている在留カードに記載されない。
- ハローワーク職員による事業所訪問の際、より適切に雇用管理改善指導等を行うためには、特定産業分野についても把握することが望ましい。

※14分野…介護、ビルクリーニング、素形材産業、産業機械製造業、電気・電子情報関係産業、建設、造船・船用工業、自動車整備、航空、宿泊、農業、漁業、飲食料品製造業、外食業

※在留カードには「特定技能1号」又は「特定技能2号」と記載され、特定産業分野は「指定書」（通常、パスポートに添付）に記載される。

対応

労働施策総合推進法施行規則を以下のとおり改正する。

①届出事項（第10条第1項関係）

「法務大臣が当該外国人について指定する特定産業分野」を届出事項に追加する。

②届出事項の確認方法（第11条第1項関係）

特定産業分野を確認するために必要な「指定書」を追加する。

※ 就労が可能な類型が複数生じている特定活動についても当該類型を記載するよう文言を調整
(類型の例…ワーキングホリデー、建設分野等)

記載・確認の方法 (イメージ)

- ・雇用状況届の在留資格記載欄に、括弧書で特定産業分野を記入。
- ・記入にあたって、旅券に通常添付されている「指定書」で特定産業分野を確認

以下のいずれかを記載

- | | |
|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ●特定技能1号 (介護) ●特定技能1号 (ビルクリーニング) ●特定技能1号 (素形材産業) ●特定技能1号 (産業機械製造業) ●特定技能1号 (電気・電子情報関連産業) ●特定技能1号 (建設) ●特定技能1号 (造船・船用工業) ●特定技能1号 (自動車整備) | <ul style="list-style-type: none"> ●特定技能1号 (航空) ●特定技能1号 (宿泊) ●特定技能1号 (農業) ●特定技能1号 (漁業) ●特定技能1号 (飲食品製造業) ●特定技能1号 (外食業) ●特定技能2号 (建設) ●特定技能2号 (造船・船用工業) |
|---|--|

指定書 (入管法施行規則様式)

別記第三十一号の四様式 (第七条、第二十条、第四十四条関係)
日本国政府法務省

指 定 書

氏 名

国籍・地域

出入国管理及び難民認定法別表第1の2の表の特定技能の項の下欄第号の規定に基づき、回号に定める活動を行うことのできる本邦の公私の機関及び特定産業分野を次のとおり指定します。

日本国法務大臣

(注) 用紙の大きさは、日本工業規格A列5番又はA列6番とする。

様式第2号 雇用保険被保険者資格取得届

標準字体 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 (必ず第2面の注意事項を讀んでから記載してください。)

様式種別 1. 個人番号

事業所名 [] 備考 []

17. 被保険者氏名 (ローマ字) (アルファベット大文字で記入してください。)

被保険者氏名 (続き (ローマ字)) 18. 国籍・地域 19. 在留資格

20. 在留期間 まで 21. 資格外活動許可の有無 (1有) 22. 派遣・請負就労区分 (1派遣) (2請負)

23. 取得時被保険者種類 1-短期 2-短期 3-学生 4-専任 (任意加入) 24. 番号複数取得チェック不要 (チェックリストが出力されたが、調査の結果、同一人ではなかった場合に「1」を記入) 25. 国籍・地域コード 26. 在留資格コード

雇用保険法施行規則第6条第1項の規定により上記のとおり届けます。

住 所 平成 年 月 日

事業主 氏 名 公共職業安定所長 殿

電話番号

社会保険労務士記載欄

所長 次長 課長 係長 係 操作者

備考 確認通知 平成 年 月 日 9999.29

様式第3号 (第10条関係) (表面)

雇 入 れ
に 係 る 外 国 人 雇 用 状 況 届 出 書
離 職

フリガナ (カタカナ)	姓	名	ミドルネーム
①外国人の氏名 (ローマ字)			
②①の者の在留資格		③①の者の在留期間 (期限) (西暦)	年 月 日 まで
④①の者の生年月日 (西暦)	年 月 日	⑤①の者の性別	1 男 ・ 2 女
⑥①の者の国籍・地域		⑦①の者の資格外活動許可の有無	1 有 ・ 2 無

届出制度の概要

労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和四十一年法律第百三十二号）抜粋

（外国人雇用状況の届出等）

第二十八条（抄）

事業主は、新たに外国人を雇い入れた場合またはその雇用する外国人が離職した場合には、厚生労働省令で定めるところにより、その者の氏名、在留資格、在留期間その他厚生労働省令で定める事項について確認し、当該事項を厚生労働大臣に届け出なければならない。（平成19年10月1日施行）

※届出を怠ったり、虚偽の届出を行った場合には、30万円以下の罰金の対象となる。

●届出の対象となる外国人の範囲

日本の国籍を有しない者で、特別永住者及び在留資格「外交」「公用」以外の者

●届出事項

- ①氏名 ②在留資格 ③在留期間 ④生年月日 ⑤性別 ⑥国籍・地域
- ⑦資格外活動許可の有無 ⑧雇入れ又は離職年月日
- ⑨雇入れ又は離職に係る事業所の名称、所在地など

届出情報の活用

- 届出に基づき、雇用管理の改善に向けた事業主への助言や指導、離職した外国人への再就職を支援
- 毎年10月末時点の「外国人雇用状況の届出状況」を集計して公表